

東京 首都圏 こちら特報部 社会 政治 経済 国際 スポーツ ライフ 文化・芸能 社説・コラム イベント

ライフ ライフスタイル

<遺族年金考>「厚生」でも男女差解消を 社保審年金部会委員・百瀬優さんに聞く

2022年11月24日 09時16分



年金制度の課題について意見が交わされた社会保障審議会年金部会＝東京都港区で

公的年金制度の見直しを議論する社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）年金部会が十月下旬に始まり、男女差が色濃く残る遺族年金についても、見直しの必要性を指摘する声が相次いだ。社会保障論が専門で、年金部会の委員を務める流通経済大教授の百瀬優さん（45）に、現行制度の課題や今後の方向性について聞いた。（河郷丈史）

－遺族年金のうち遺族厚生年金では、夫が遺族の場合は五十五歳以上でなければ受けられないなど明確な男女差が残っている。

現在の制度は基本的に、男性が主に働き、女性は夫の賃金、老後は夫の年金で生活することを前提としている。働く女性の増加などで従来の家族モデルが崩れており、時代に合わなくなってきた。男女差を解消していく必要がある。

－海外と比べて、日本の状況はどうか。

欧米の主要国ももともとは日本と同じように女性に手厚い制度だった。男女間の不平等を是正すべきだという視点と、女性の労働力率（十五歳以上人口に占める労働力人口の割合）の上昇や男女の賃金格差の縮小が進んだことで、一九八〇～九〇年代の改革で男女差は解消されていった。



流通経済大教授の百瀬優さん



東京新聞

▶ 購読・ためしよみ

▶ 電子版

▶ Wプラン【新聞＋電子版】

▶ 購読 ▶ 電子版

ログイン

ログイン

ニュースランキング

もっと見る →

3日間

1週間

1か月

1 「排除ベンチ」の排除に初めて成功…野宿者支援に取り組む市議が平塚駅前ベンチ改修に込めた思いは

社会



2 200回以上、ジャニー氏から性被害…「受け入れれば仕事がもらえる」 元Jr.大島幸広さんの告白

社会



3 立川市長選挙 自民推薦・清水さん敗れる 自公協力が破綻状態で「まな板の上の鯉だった」

東京ニュース



4 港区立中学校の修学旅行は全員海外へ 2024年度はシンガポール3泊5日、自己負担7万円

社会



5 立川市長選挙 元立民都議団長の新人・酒井大史さんが初当選 自民推薦候補ら破る

東京ニュース



日本の遺族年金の議論では男性が年金をもらえずに不利だという視点が注目されがちだが、見方を変えれば、女性が働いて納めた保険料が遺族への給付に結びつきにくく、不利益に扱われているということ。特に米国やドイツではその点も問題視され、格差解消の有力な根拠となった。厚生年金に加入する女性が増えてきた今こそ、重要な視点だ。

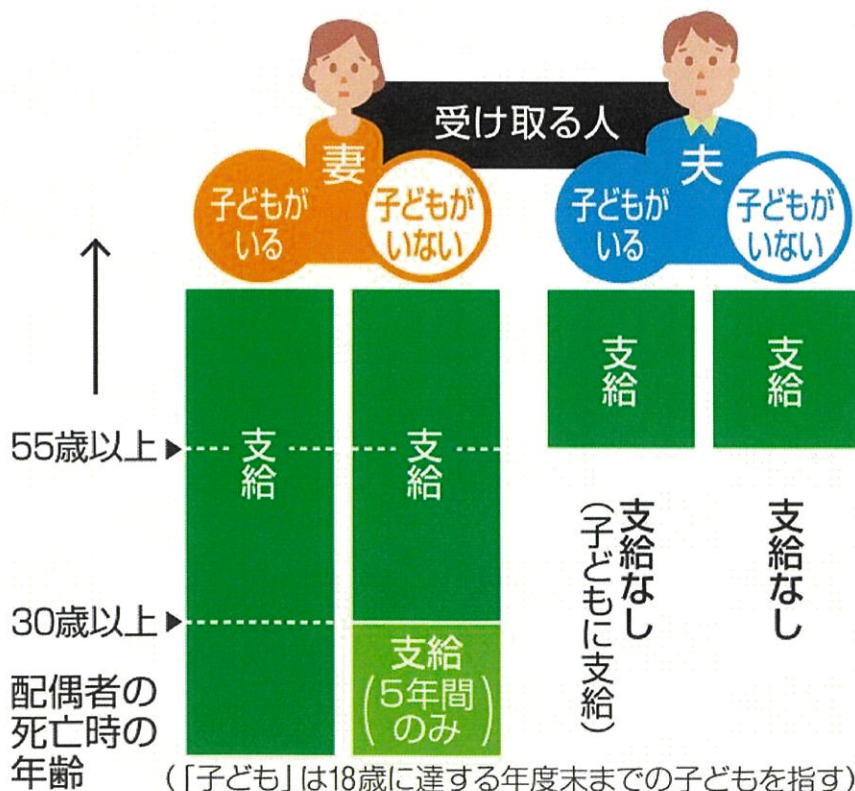
－第二号被保険者として厚生年金保険料を払って働いてきた妻が夫を亡くすと原則、自分の老齢厚生と遺族厚生 of どちらか高い方しか受け取れないため、保険料を払ってこなかった専業主婦と年金額が結果的に変わらない場合もある。

夫婦ともに生きているなら、妻が払った保険料は年金額として反映されるが、夫が亡くなって妻が残されると、妻の保険料が意味をなさなくなるケースが多い。さらに、遺族年金は老齢年金と違って非課税で、むしろ働いていた女性の方が不利になる。非課税世帯か課税世帯かの違いは社会保険の保険料負担や利用者負担に関わるため非常に問題がある。

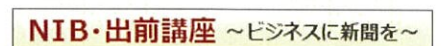
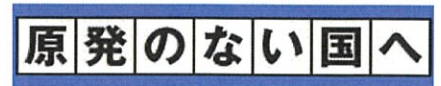
—男女差解消に向けた方策は。

よくある議論は、今の女性と同じように男性も受給しやすくする、というもの。ただ、現在の制度は、妻は子どものいない三十歳未満を除き、終身で年金が出る「無期給付」だ。これを男性にもとなると、ある程度収入のある人に対しても年金を出し続けることになり、合理的とは思えない。

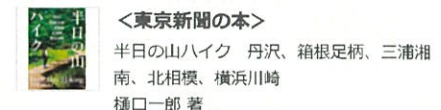
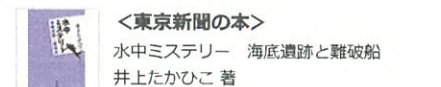
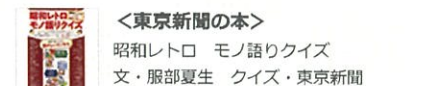
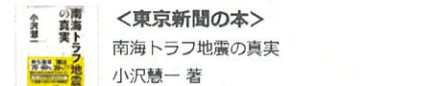
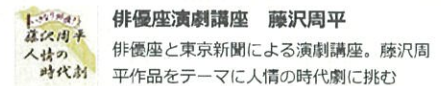
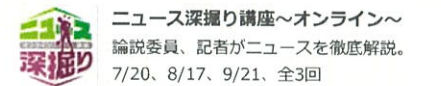
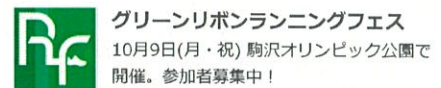
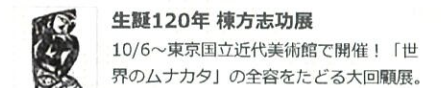
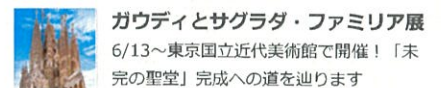
配偶者への遺族厚生年金の支給条件



一つの方向性として、十分な移行期間を設けた上で、自ら働いて稼げる現役期に遺族になった場合、男女ともに期間を限定した「有期給付」にそろえるやり方が考えられる。遺族の生活立て直しを図る一時的支援の役割を重視した有期給付とした上で男女差も併せて解消する、という流れだ。無期給付は本人の就労にマイナスの影響を与えかねず、欧米のほとんどの主要国が無期給付から有期給付へ移行している。



イベント・出版情報



ただ、これは残された妻や夫に子どもがいなかった場合の話だ。子どもがいれば養育費がかかり、就労も相対的に難しい。子どもがある程度成長するまで、手厚い給付を考える必要がある。

ー日本は女性の社会進出、男女差の解消が遅れているとの指摘がある。

男女差解消の制度改革を進めた八〇～九〇年代の欧米と現在の日本を比べると、女性の労働力率や男女の賃金格差は同じぐらいの水準。欧米でも、格差がある程度残っている段階で男女平等を目指して制度を改めてきた。「格差がある限りは制度を平等にできない」となると、いつまでたっても変えることはできない。

ー国民年金の保険料納付期間を四十年から四十五年に延長する話もある。

納付期間が延びるということは、満期の年金額が増額するということ。遺族基礎年金は、老齢基礎年金の満額と同額を支給する仕組みとなっている。遺族基礎年金の受給額が上がれば、受給者にとっては大きなメリットになる。

◆支給年齢に格差、妻 制限無し

遺族厚生年金は、夫が遺族となった場合、妻死亡時に55歳以上でなければ支給されず、受給開始も原則60歳以降。逆に妻が遺族になると、年齢に関係なく支給される（30歳未満で子どもがいなかった場合は5年間の有期給付）。一方、夫が55歳未満でも、子どもがいれば、その子どもに遺族厚生年金が支給される。

遺族基礎年金については2012年の改正で男女差が解消され、子どもがいれば性別を問わず受けられるようになった。

◇

遺族年金に関する疑問や意見をお寄せください。住所、氏名、年齢、電話番号、メールアドレスを書き 〒100 8525 東京新聞生活部へ。 ファクス03（3595）6931、seikatut@tokyo-np.co.jp

関連キーワード

ライフスタイル



あわせて読みたい



「あなたは頭がおかしい」 40年前、ジャニー氏性被害の訴えを事…
(2023年08月02日)



「人と見た目が違っても、私は私を生きるから」 トリーチャー…
(2023年08月13日)



維新の中村美香・埼玉県議の当選無効を決定 埼玉選挙管理委員会…
(2023年07月14日)



＜芸人 今昔ものがたり 西条昇＞タモリ編 (1) デタラメ芸の天才
(2023年09月06日)



かんたんBEST スロトレ&ストレッチ
▶ 東京大学名誉教授 理学博士 石井直方 著

百均・アイドル・焼き芋屋 江戸の発明 現代の常識 続・江戸のヒット仕掛け人
▶ 檜山良昭 著

PRイチオシ情報



都電サポーターズ紹介ページ開設
サポーターズの取り組みをはじめとして様々な角度から、魅力を発信します！



東京新聞ヘルスケアメイツ
運動と脳トレで健康を維持しよう！
認知症・フレイル予防のために



はじめての新聞ちぎり絵体験会
東京新聞140周年記念イベント
新聞ちぎり絵を体験してみませんか



いまこそ振り返りたい昭和の記憶
昭和30～40年代の懐かしくほっこりできる写真館



360度カメラで老後の住まい見学
まずは気軽にWEB見学から。
施設内を自由に見て暮らしをイメージ



シャンシャンが家にくる日
動物園にいけなくても
紙面をつなぎ合わせると…



大学、どう決める？
のびのびと、じっくりと。新たな大学との
出会いはこちらから



こどもブックワールド
新しい絵本との出会いはここから。絵本の
プレゼントもあります



東京メッセージボード T-Voice!
T-Voice!がリニューアル！
あなたの想いが新聞紙面に。



豆！豆！料理コンテスト
自慢のアイデア豆料理がたくさん！
レシピ集を公開中！



東京新聞 映画試写会
気になるあの映画を一早く。ご応募はこちらから



かわさき・東京新聞TODAY
川崎で発行しているフリーペーパー
地域と暮らしの情報をお届けします！

トップ

朝刊・夕刊

速報

マーケット

遺族年金、男女差解消に向けて議論開始 25年に法改正へ

経済

フォローする

2023年7月28日 17:46 (2023年7月28日 21:03更新)

保存



厚生労働省は28日、社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の年金部会で遺族年金制度の男女差解消に向けた議論を開始した。出席委員からは世帯の多様化が進むなか、現役世代の受給要件で男女差の是正を急ぐべきだとする声が相次いだ。2025年の関連改正法案の国会提出に向け、協議を加速させる。

遺族年金には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2種類がある。いずれも主たる生計維持者の被保険者らが死亡した場合、遺族の生活保障を目的に支給する。

現行制度では現役世代において遺族厚生年金の受給要件に男女差がある。男性は妻の死亡時に55歳以上でなければ受け取れず、支給は原則60歳からとなる。女性は夫の死亡時に30歳以上であれば、子どもの有無にかかわらず受給できる。

妻は30歳未満でも、遺族基礎年金の受給対象となる子どもがいれば、同様に生涯受け取れる。子どもがいなくても5年間の有期給付がある。厚労省の21年度の調査によると、遺族厚生年金の受給者は女性が94.5%を占めた。

欧米各国は就労環境の男女差が残る1980年代や90年代に、遺族年金の男女差を解消した経緯がある。委員からは「国内の男女の賃金格差は当時の欧米各国より小さい」として「男女差を解消できる段階にある」と指摘する声があった。

[アプリで開く](#)

すべての記事が読み放題
有料会員が初回1カ月無料